

奈良県訓令第十号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第一条中「属する事務」の下に「等」を加える。

第二条第三号中「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。第十三条を除き、以下同じ。）」を加え、同条第八号中「医療・介護保険局長及び」を削り、同条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 出先機関の課長等 出先機関に所属する職員であつて知事が別に定めるものをいう。

第三条第一項中「部長」を「副知事、部長」に、「課長及び」を「課長、課長補佐、」に改め、「所長」の下に「及び出先機関の課長等」を加え、「及び別表第二」を削り、同条第三項中「総務事務システムを導入している所属の職員に係る課長及び所長が専決できる」を「別表第一の一の表10の項に掲げる」に、「次に掲げるもの」を「総務事務システムを導入している所属の職員に係る手当認定に関する事項」に改め、同項各号を削る。

第四条中「、新規な事項並びに」を「及び」に改める。

第十一条の見出しを「（合議の場合の準用等）」に改め、同条第一項中「回議又は」を削り、「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により承認することができない状態にあることをいう。以下この条において同じ。）」を加え、「前五条」を「第五条から前条まで」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は」を「を受ける者並びに」に改め、「及び」の下に「当該合議を受ける者の」を加え、「ともに」を削り、「場合には」を「ときは」に、「決裁」を「承認」に改め、同条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「前四条」を「第五条から前条まで」に、「急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたもの」を「事務の円滑かつ適正な執行を確保

する上で必要不可欠なもの」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に、「別表第二第二号及び第四号に掲げる事項に関する事務（第二号にあつては、」を「別表第一の二の表1の項に掲げる事務のうち、」に改め、「命令」の下に「並びに旅行命令」を加え、「事務に限る。」を「事項」に改め、同条を第九条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

第十条 出先機関の課長等が不在のときは、所長がその事務を代決することができる。

2 所長及び出先機関の課長等がともに不在のときは、別表第一の二の表1の項に掲げる事務のうち、週休日の振替え、休日の代休日の指定並びに超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令並びに旅行命令に関する事項に限り、知事が指定する職員がその事務を代決することができる。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 課長補佐が不在のときは、課長がその事務を代決することができる。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条、第9条、第10条関係）

一 知事名で処理する事務

事務の種類	事項	知事	専決権者					出先機関の課長等	備考
			副知事	部長	課長	課長補佐	所長		
1 条例、規則、訓令、告示、要綱等	条例	条例の制定及び改廃に関すること。	○						
	規則	規則の制定及び改廃のうち重要なものに関すること。	○						
		規則の制定及び改廃に関すること。		○					
	訓令	訓令の制定及び改廃に関すること。			○				全職員を対象とする訓令は総務部長に限る。
	告示	告示のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。			○				
		告示の制定及び改廃に関すること。				○			
	公告及び公表	公告及び公表のうち重要なものに関すること。			○				
		公告及び公表に関すること。				○		○	
要綱等	要綱等（要領、要項その他これらに類するものを含む。以下同じ。）の制定及び改廃のうち重要なものに関すること。			○					
	要綱等の制定及び改廃に関すること。				○		○		
2 通知、報告、照会、回答、申請、進達、副申、届等	通知等	通知等のうち重要なものの発出等に関すること。			○				
		通知等の発出等に関すること。				○		○	
		通知等のうち定型的又は軽易なものの発出等に関すること。					○		○
3 証明、認定等	証明等	事件に関する証明等に関すること。				○		○	
		事件のうち定型的又は軽易なものの証明等に関すること。					○		○
	事実行為に対する認定、確認等	事実行為に対する認定等に関すること。				○		○	
		事実行為のうち定型的又は軽易なものの認定等に関すること。					○		○
4 争訟	訴訟等	訴訟等（和解、あっせん、調停及び仲裁を含む。以下同じ。）のうち特に重要なものに関すること。	○						
		訴訟等のうち重要なものに関すること。			○				
		訴訟等に関すること。				○			
	不服申立て	裁決その他行政不服審査のうち重要なものに関すること。			○				
		行政不服審査に関すること。				○			
5 情報公開	情報公開	行政文書の開示等に関すること。				○		○	
	情報提供	行政文書の提供に関すること。				○		○	
		行政文書の提供のうち定型的又は軽易なものに関すること。					○		○
6 個人情報開示	保有個人情報開示	個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。				○		○	
7 議会	県議会	県議会のうち特に重要なものに関すること。	○						
		県議会のうち重要なものに関すること。			○				
		県議会に関すること。				○			
8 許認可等	行政指導	行政指導のうち重要なものに関すること。				○			
		行政指導に関すること。					○		
	申請に対する処分	審査基準等の策定等に関すること。				○			
		申請に対する処分のうち重大なものに関すること。				○			
		申請に対する処分に関すること。					○		○
		申請に対する処分の手続等に関すること。						○	○
	不利益処分	処分基準等の策定等に関すること。				○			
		不利益処分のうち重大なものに関すること。				○			
		不利益処分及び処分の求めに係る調査に関すること。					○		○
		不利益処分に関する手続等に関すること。						○	
	指導監督	法人、団体等への指導監督に関すること。					○		○
		法人、団体等への指導監督のうち定型的又は軽易なものに関すること。						○	○
任免及び勤務替え	正規職員の任免及び勤務替え（兼務を含む。以下同じ。）に関すること。				○				総務部長に限る。
	非常勤職員の任免及び勤務替えに関すること。					○			人事課長に限る。

9 人事	懲戒	懲戒処分に関する事。	○									
	分限	分限処分に関する事（心身の故障による休職処分を除く。）。	○									
	休業及び休職	休業の発令、心身の故障による休職処分に関する事。				○					人事課長に限る。	
	選考試験	選考試験の実施、合否決定等の手続に関する事。				○					行政・人材マネジメント課長及び人事課長に限る。	
10 給与	給与発令	職員の給与に関する発令をすること。				○					人事課長に限る。	
	退職手当	職員の退職手当の決定及び支給を行うこと。				○					人事課長に限る。	
	手当認定	職員の手当の確認、認定及び決定を行うこと。				○		○				
		児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当の支給及び同法第14条の規定による徴収に関する事。				○		○				
	会計年度任用職員の給与決定	会計年度任用職員の給与の決定に関する事。				○		○				
	旅費運用	旅費の調整を行うこと。				○					人事課長に限る。	
非常勤職員の公務災害補償	非常勤職員の公務災害補償等の決定及び支給を行うこと。				○					人事課長に限る。		
11 服務	週休日、勤務時間及び休憩時間	部長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。		○								
	休暇、在宅勤務、欠勤等	部長の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事。		○								
	旅行命令、復命等	部長の旅行命令、復命等に関する事。		○								
	超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等	部長の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事。		○								
	職務専念義務の免除	部長の職務専念義務の免除の承認に関する事。		○								人事課長の承認を要するものを除く。
		理事、参与、審議官、次長、技監、政策官、課長、部、知事公室又は局に置く参事、主幹、調整官及び付並びに所長の職務専念義務の免除の承認に関する事。				○						人事課長の承認を要するものを除く。
		課員の職務専念義務の免除の承認に関する事。					○					人事課長の承認を要するものを除く。
出先機関に属する職員の職務専念義務の免除の承認に関する事。								○			人事課長の承認を要するものを除く。	
12 栄典、表彰等	叙位、叙勲又は褒章	叙位、叙勲又は褒章の授与のうち重要なものに関する事。	○									
		叙位、叙勲又は褒章の授与に関する事。				○						
		叙位、叙勲又は褒章の授与に係る手続等に関する事。					○					
	表彰等	表彰等のうち重要なものに関する事。	○									
		表彰等に関する事。					○					
		表彰等の手続等に関する事。						○				
13 補助金等	申請等	補助金等の申請等に関する事。				○						
		補助金等の申請等のうち定型的又は軽易なものに関する事。					○					
	交付等	補助金等の交付等に関する事。					○					
		補助金等の交付等のうち定型的又は軽易なものに関する事。						○				
14 貸付金	貸付決定等	貸付金に関する事。				○						
		貸付金のうち定型的又は軽易なものに関する事。						○				
15 協定、協議等	国等との協議等	国、地方公共団体等との協議等に関する事。				○						
		国、地方公共団体等との協議等のうち定型的又は軽易なものに関する事。						○				
	協定等の締結等	協定等（規約、覚書等を含む。以下同じ。）のうち重要なものに関する事。	○									
		協定等に関する事。						○				
16 計画、大綱等	策定等	計画等の策定、改定又は廃止に関する事。				○						
		計画等のうち軽易なもの等の策定、改定又は廃止に関する事。						○		○		
	諸手続	計画等の策定等に向けた手続、計画等策定後の手続等に関する事。						○		○		
17 附属機関	設置又は廃止	附属機関の設置又は廃止に関する事。	○									
		附属機関の設置又は廃止のうち軽易なものに関する事。						○				
	委員の任免	委員の任免のうち重要なものに関する事。	○									
		委員の任免に関する事。						○				
		委員の任免のうち定型的又は軽易なものに関する事。							○			
	諮問等	附属機関に対する諮問等に関する事。					○					
		附属機関に対する諮問等のうち定型的なものに関する事。							○			
庶務	附属機関の設置、運営等に係る手続に関する事。						○					
設置又は廃止	協議会等の設置又は廃止に関する事。					○						
	協議会等の設置又は廃止のうち軽易なものに関する事。							○		○		

18 附属機関以外の協議会、懇談会等	委員の任免	委員の任免に関すること。			○				
		委員の任免のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		○	
	意見聴取等	協議会等への意見聴取等のうち重要なものに関すること。			○				
		協議会等への意見聴取等に関すること。				○		○	
	庶務	協議会等の設置、運営等に係る手続に関すること。				○		○	
19 請願等	実施	国等に対する陳情、要望、意見等に関すること。			○				
	処理	請願等（陳情、苦情等を含む。以下同じ。）の処理等のうち重要なものに関すること。			○				
			請願等の処理に関すること。				○		○
20 統計、調査、研究等	実施等	統計、調査、研究等のうち重要なものに関すること。			○				
		統計、調査、研究等に関すること。				○		○	
21 試験、選考等	実施等	試験、選考等のうち重要なものに関すること。			○				
		試験、選考等に関すること。				○		○	
22 行政資料等	収集、作成、配布等	行政資料等のうち重要なものの収集、作成、配布等に関すること。			○				
		行政資料等の収集、作成、配布等に関すること。				○		○	
		行政資料等のうち定型的又は軽易なもの収集、作成、配布等に関すること。						○	○
23 研修会、講習会等	開催、運営、後援等	研修会等の開催等のうち重要なものに関すること。			○				
		研修会等の開催等に関すること。				○		○	
		研修会等の開催等における定型的又は軽易な事務に関すること。						○	○
		共催、後援等に関すること。				○			
24 会議、説明会等	開催、運営等	会議等の開催等のうち重要なものに関すること。			○				
		会議等の開催等に関すること。				○		○	
		会議等の開催等における定型的又は軽易な事務に関すること。						○	○
25 広報及び広聴	広報及び広聴	広報及び広聴等のうち重要なものに関すること。			○				
		広報及び広聴等に関すること。				○		○	
		広報及び広聴等のうち定型的又は軽易なものに関すること。						○	○
	パブリックコメント、公聴会等	パブリックコメントの実施、公聴会の開催等のうち重要なものに関すること。			○				
パブリックコメントの実施、公聴会の開催等に関すること。					○				
26 登記、供託等	登記等	登記、供託等に関すること。				○		○	
27 1～26に掲げる事務以外の意思決定	意思決定	意思決定のうち特に重要なものに関すること。	○						
		意思決定のうち重要なものに関すること。			○				
		意思決定に関すること。				○		○	
		意思決定のうち定型的又は軽易なものに関すること。						○	○

二 補助機関名で処理する事務

事務の種類	事項	専決権者					備考	
		部長	課長	課長補佐	所長	出先機関の課長等		
1 服務	週休日、勤務時間及び休憩時間	理事、参与、審議官、次長、技監、政策官、課長並びに部、知事公室又は局に置く参事、主幹、調整官及び付の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。	○					
		課長補佐相当職以上の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。		○				
		課員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。			○			
		所長及び出先機関の課長等以上の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。				○		
		出先機関に属する職員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関する事。					○	
	休暇、在宅勤務、欠勤等	理事、参与、審議官、次長、技監、政策官、課長並びに部、知事公室又は局に置く参事、主幹、調整官及び付の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事。	○					
		課長補佐相当職以上の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事。		○				
		課員の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事。			○			
		所長及び出先機関の課長等以上の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事。				○		
		出先機関に属する職員の休暇、在宅勤務、欠勤その他服務に関する事。					○	
	旅行命令、復命等	理事、参与、審議官、次長、技監、政策官、課長並びに部、知事公室又は局に置く参事、主幹、調整官及び付の旅行命令、復命等に関する事。	○					
		課長補佐相当職以上の旅行命令、復命等に関する事。		○				
		課員の旅行命令、復命等に関する事。			○			
		所長及び出先機関の課長等以上の旅行命令、復命等に関する事。				○		
		出先機関に属する職員の旅行命令、復命等に関する事。					○	
	超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等	理事、参与、審議官、次長、技監、政策官、課長並びに部、知事公室又は局に置く参事、主幹、調整官及び付の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事。	○					
		課長補佐相当職以上の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事。		○				
		課員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事。			○			
		所長及び出先機関の課長等以上の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事。				○		
		出先機関に属する職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等に関する事。					○	
2 補助機関名で処理する事務のうち、1以外	部長名で処理する事務	部長名で処理する事務に関する事。	○					
		部長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事。		○				
		部長名で処理する事務のうち特に軽易なものに関する事。			○			
	課長名で処理する事務	課長名で処理する事務に関する事。		○				
		課長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事。			○			
	所長名で処理する事務	所長名で処理する事務に関する事。				○		
所長名で処理する事務のうち定型的又は軽易なものに関する事。						○		

別表第二を削る。

別表第三中「第八条関係」を「第九条関係」に、「旅券事務所」を「外国人支援センター 旅券事務所」に改め、「(吉野土木事務所の工務第二課に係るものうち軽易なものについては工務第二課長、五條土木事務所の工務第二課に係るものうち軽易なものについては工務第二課長)」、「(消費生活センター中南和相談所に係るものうち軽易なものについては、当該所長)」、「(研究センターに係るものうち軽易なものについては、当該センター所長)」及び「(フードクリエイティブ学科に係るものうち軽易なものについては、フードクリエイティブ学科長、アグリマネジメント学科に係るものうち軽易なものについては、アグリマネジメント学科長)」を削り、同表外国人支援センターの項を削り、同表を別表第二とする。